

## 社会福祉法人健寿会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健寿会（以下「当法人」という）定款第8条第3項および第21条第3項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、無報酬とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

(非常勤役員等への費用弁償)

第4条 非常勤役員等が、理事会、評議員会への出席又は法人の業務のために出席した場合には、定款第8条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、社会福祉法人健寿会旅費規程の規定に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月27日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 6月13日より施行する。

この規程は、令和 5年 4月 7日より変更施行する。

別表 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
専務理事	月額 400,000円
理事	月額 350,000円